



マーク・ステイシー シニア・ポートフォリオ・マネジャー



ジェームズ・マクドナルド シニア・ポートフォリオ・マネジャー



ピーター・ゴルズワーシー クライアント担当ポートフォリオ・マネジャー

2022年3月

銀行セクターへの規制において、ESG要因は常に考慮されてきましたが、これほどまでに影響力を持ったことはありませんでした。市場の発展や規制を求める動きが、セクター内でのばらつきの拡大につながり、豊富な投資機会をもたらすことになるとみています。

ESG考慮が、世界的にこれまでの追加的なものから、中心的に影響をもたらすものへと移行していく中で、それらが銀行セクターへの規制に与える影響も日増しに大きくなっています。同セクターにおけるアクティブな債券運用者として、ESG要因が投資機会をもたらし、超過収益の獲得期待の拡大につながるとみて期待しています。

ESG考慮の動きが加速する中で、複数の要因が作用しています。気候変動リスクに対する認識が高まる中で、脱炭素の動きを資金面で支援する取り組みはそのようなトレンドの中でも特に大きなものでしょう。また、仮に銀行側の取り組みが、ESG的に掲げる目標に達していなかった場合の、レピュテーション・リスクも挙げられます。

"銀行セクターにおけるアクティブな債券運用者として、 ESG要因が投資機会をもたらし、超過収益の獲得期 待の拡大につながるとみて期待しています"

しかし、おそらく最も重要な点は、銀行が経済に必要となる信用の主たる経路となっていることで、政策担当者が持続可能な政策を推し進めるために活用することの出来るレバーの役割を果たしているということでしょう。まさにそのことが、ESGが常に銀行セクターに対する規制に影響をもたらしてきた理由であり、今日の銀行セクターの慣習を評価する上でESG要素が重要である背景となっています。

プレッシャーの下で

金融機関は市場からの圧力に対応し、既にかなりの歩み見せてきました。大半の銀行がESG戦略を構築し、ほぼ全ての主要銀行が2050年までに(温室効果ガス排出量を)ネット・ゼロとする取り組みに署名しています。

政策担当者側では、気候変動ストレステストが今年開始される予定となっており、その結果は定性的に銀行の自己資本要件に盛り込まれる見込です。このようなプレッシャーが高まる中、「グリーン」な資産については資本優遇が適用され、「ブラウン」な資産については資本費用が求められるシステムが構築されるとみており、銀行は自らの持続可能計画に関するさらに詳細な情報開示を求められたり、その規制上の結果に直面することになるとみています。

投資機会

他のステークホルダーからの圧力も、おそらく当局から求められるものよりも急速に高まりつつありますが、ESGポリシーに対して銀行のコミットメントが欠如しているとのこれまでの指摘はやや時代遅れであると考えています。

確かに、そのような指摘が該当する例もあるかもしれません。壮大な目標が掲げられる一方、それらがどのように達成されるかは明確ではないからです。しかし、揺るぎないポリシーを掲げながら、顧客にサービス提供を続けるという任務は、極めて複雑なものであると言えるでしょう。

大半のケースでは、堅固なESG戦略を構築し、導入するために、 経営陣が率先して明確なコミットメントを示しています。投資家が それを求めているからのみならず、そこには決して無視することの出 来ない重要な収益機会が存在しているからです。

市場及び規制要件が今後も進展していく中で、銀行セクターにおけるばらつきは拡大するとみており、結果として豊富な投資機会がもたらされることになるとみています。これらの機会を捉えるためのシンプルなアプローチは、特定の「非ESG」セクターにエクスポージャーを有する銀行への投資を手控えることですが、このような手段はややあいまい、かつ後ろ向きであると考えています。

今後の方向性が重要

ブルーベイでは、今後の軌道を見極めることが、バックミラーを見ることよりも重要であると考えています。幸いにも、レガシーとなる産業や慣行へのエクスポージャーが低い銀行は、それらが大きい銀行よりも受ける影響は小さいでしょうが、顧客の転換を手助けし、新たな道を切り開くことに対する強いコミットメントがなければ、明るい未来は描けないかもしれません。成功を収める銀行は、開始時点で最もクリーンな銀行ではなくとも、思慮深いESG戦略を掲げ、それらの計画を実行に移すことの出来る銀行であると考えています。

"成功を収める銀行は、開始時点で最も クリーンな銀行ではなくとも、思慮深い ESG戦略を掲げ、それらの計画を実行 に移すことの出来る銀行であると考えて います。"

銀行は、顧客の移行サポートやESG商品の開発を通じて利益を享受出来るのみならず、自らの戦略やコミットメントを通じても他のセクターに先駆けた動きを見せていると考えています。

このようなトレンドによる恩恵はセクター全体に広範に及ぶと予想していますが、これまでもESG分析がアクティブ運用の手法及び超過収益の獲得において付加価値の提供につながるものであると考えてきました。2021年を通して見られた、銀行経営陣からの内部的な変化、さらに規制当局からの外部的な変化は、この先実を結び、豊富な投資機会をもたらすことになるとみています。



ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第1029号

一般社団法人 日本投資顧問業協会会員、一般社団法人 投資信託協会会員、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会会員

■手数料等

当社の提供する投資一任業に関してご負担いただく主な手数料や費用等は以下のようになります。手数料・費用等はお客様の特性、委託された運用金額や運用戦略、運用状況、あるいは当社に係る業務負担等により、下記料率を上回る、又は下回る場合があります。最終的な料率・計算方法等は、お客様との個別協議により別途定めることになります。

(年率、税抜き)

ロング・オンリー戦略

227 177 1 70 1				
投資対象	投資適格債	エマージング債	レハ゛レッシ゛ト゛・ ファイナンス	転換社債
運用管理報 酬 (上限)	0.40%	0.70%	0.70%	0.65%

オルタナティブ戦略

(年率、税抜き)

運用戦略	トータル・リターン	絶対リターン
運用管理報酬 (料率範囲)	0.50% - 1.10%	0.90% - 1.35%
成功報酬 (料率範囲)	0.00% - 20.0%	0.00% - 20.0%

なお、当社との投資一任契約は、原則、運用戦略に応じた外国籍投資信託を投資対象とします。上記手数料には、お客様から直接当社にお支払いただく投資顧問報酬、外国籍投資信託に対して投資した資産から控除される運用報酬が含まれます。

この他、管理報酬その他信託事務に関する費用等が投資先外国籍投資信託において発生しますが、お客様に委託された運用金額や運用戦略ごとに、あるいは運用状況等により変動いたしますので、その料率ならびに上限を表示することができません。手数料や費用等について詳しくは、弊社担当者にお問い合わせをいただくか、契約締結前交付書面又は目論見書等の内容を十分にご確認ください。

■投資一任契約に関するリスク

投資一任契約に基づく契約資産の運用は、原則、戦略に応じた外国籍投資信託を通じて、実質的に海外の公社債、株式等の有価証券や通貨などの価格変動性のある資産に投資を行います。これら有価証券等には主に以下のリスクがあり、株式相場、金利、為替等の変動による価格変動、及び有価証券の発行会社の財務状況の悪化等による価格の下落により、外国籍投資信託等の基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って契約資産は保証されるものではなく、お客様の投資された元本を割り込むことがあります。また、デリバティブ取引等が用いられる場合においては、上記の価格変動等により、元本超過損が生じる可能性があります。運用による損益は全てお客様に帰属いたします。

価格変動リスク:有価証券の価格変動に伴って損失が発生するリスク 為替変動リスク:外国為替相場の変動に伴って損失が発生するリスク

信用リスク:発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により損失が発生するリスク

流動性リスク:市場の混乱等により取引ができず、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失が発生するリスク

カントリーリスク:投資対象国/地域の政治・経済、投資規制、通貨規制等の変化により損失が発生するリスク

なお、契約資産が持つリスクは上記に限定されるものではございませんのでご注意下さい。リスクに関する詳細につきましては契約締結前交付書面又は 目論見書等の内容を十分にご確認ください。

本資料は受領者への情報提供のみを目的としており、特定の運用商品やサービスの提供、勧誘、推奨を目的としたものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

本資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、当社がその正確性、完全性、妥当性を保証するものではありません。記載された内容は、別途記載のない限り資料作成時点のものであり、今後予告なく変更される可能性があります。過去の実績及びシミュレーション結果は、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。なお、当社の書面による事前の許可なく、本資料およびその一部を複製・転用・ならびに配布することはご遠慮下さい。当社と金融商品取引契約の締結に至る場合には、別途契約締結前交付書面等をお渡ししますので、当該書面等の内容を十分にお読みいただき、必要に応じて専門家にご相談の上、お客様ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。

以上

